

## 健康アシスト in 淀江に係るプロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

健康アシスト in 淀江（以下「本業務」という。）

#### (2) 目的

淀江町地域に住む高齢者を対象に電動アシスト自転車の貸出事業を実施し、電動アシスト自転車の実用性の調査を行うとともに、域内にある温浴施設等と連携し、高齢者の積極的な外出促進を図りながら、健康づくりをインセンティブとした電動アシスト自転車の普及促進と淀江地域の魅力の再発見、ひいては淀江町地域の活性化へとつなげていく。

#### (3) 業務期間及び内容等

別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 予算額（上限額）

6, 590, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (5) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

### 2 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）

(ウ) 参加希望書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者

(エ) 米子市税を滞納している者

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

ウ 米子市内に本店、支店又は営業所を有すること。

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

3 事務担当（企画提案書等の提出先及び質疑受付）

米子市総合政策部淀江振興本部淀江振興課

住所 〒689-3403 米子市淀江町西原1129番地1

電話 0859-56-3164 ファクシミリ 0859-56-5201

電子メール yodomachi@city.yonago.lg.jp

4 参加希望書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みをすること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書兼参加資格に関する申立書（様式第1号）

イ 商業登記簿の登記事項証明書（提出日時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。）

ウ 市税等同意書兼誓約書（様式第2号）

エ 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号）

オ 本市の委託業務を受託、又は事業に協力した実績（健康対策に資する業務が好ましい）を有することを証する書類（契約書の写し）

※イ、ウ、エ、オについては、米子市の指名競争入札の参加資格を有する者は、提出することを要しない。

(2) 提出期限

令和2年9月10日（木）午後5時まで

※受付時間は、日曜日及び土曜日、祝日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

3の事務担当に持参もしくは郵便、又は信書便にて提出すること。なお、提出期限までに到達すること。

(4) 提出部数 1部

(5) 参加資格の審査

提出された参加希望書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(6) 参加資格の有無の通知

令和2年9月11日（金）に、文書及び電子メールにより通知する。

(7) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

令和2年9月10日（木）午後5時まで

イ 提出方法

3の事務担当宛てに、質問書（様式第4号）を電子メールの送信により送付すること。この場合において、件名は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

#### ウ 回答方法

令和2年9月11日（金）に、参加希望書を提出した者全員に対し、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

### 5 企画提案書等の作成

企画提案書の形式は以下のとおりとする。

- (1) 使用する文字は、10.5ポイント以上とし書体は任意とする。
- (2) 用紙のサイズは、日本工業規格「A4判」を基本とし、縦使い横書き左綴りで両面印刷とすること（「A3判」を使用する場合は、折綴り）。
- (3) 企画提案書の枚数は表紙を入れて20枚以内とする。
- (4) イラスト、写真等を用いてもよい。
- (5) 表紙、目次をつけて、通し番号を付すこと。
- (6) 表紙には、業務名称、事業者名及び提出日を明記すること。

### 6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和2年9月18日（金）午後5時  
※受付時間は、日曜日及び土曜日、祝日以外の日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 提出方法 3の事務担当に持参もしくは郵便、又は信書便にて提出すること。なお、提出期限までに到達すること。
- (3) 提出書類
  - ア 企画提案書
  - イ 見積書及び見積明細書（企画提案書とは別に綴じること。）
  - ウ 会社概要（任意様式）
- (4) 提出部数 6部  
※なお、提出された書類に関しては返却しない。

### 7 審査方法及び評価基準

- (1) 本プロポーザルにおける審査
  - ア 本プロポーザルにおける審査は書面審査によるものとし（必要に応じてプレゼンテーションを求めることがある。）、米子市淀江支所長、淀江振興課長、健康対策課長、地域生活課長で行う。
  - イ 企画提案書の内容について、企画提案選定評価基準に基づき審査し、本業務の受託者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。
  - ウ 企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

エ 選定結果は、企画提案書を提出したすべての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。また、選定結果についての異議申し立ては、受け付けないものとする。

なお、選定結果を市ホームページに掲載する。

## (2) 審査項目

- ア 実施体制や事業の継続性
- イ 分析したデータの活用方法などの業務の理解度
- ウ 業務実施の方針の的確性・独自性・実現性
- エ 課題認識と課題に対する検討
- オ 見積金額

## 8 提案の無効

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 2（1）イに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が予定価格を超えたとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の手段により、選考委員その他の関係者に対し、本プロポーザルに関する援助を直接又は間接的に求めたとき。

## 9 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、6（1）イによる順位の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉にあたっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

※契約締結日は多様なモビリティ導入支援事業費補助金（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）交付決定日以降の日とする。

## 10 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書に定めるところにより作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類のために委託者から受領した資料等は、委託者の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 参加者は、参加希望書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾し

たものとみなす。

(7) この要領に記載のない事項については、仕様書によるものとする。

#### 1 1 スケジュール

参加希望書等提出期間	令和2年9月4日から令和2年9月10日まで
質問書提出期間	令和2年9月4日から令和2年9月10日まで
質問書回答	令和2年9月11日
参加資格審査結果通知	令和2年9月11日
企画提案書の提出期限	令和2年9月18日
企画提案書の審査	令和2年9月24日
結果通知	令和2年9月24日